

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 30 日 (水) 午後 2 時 25 分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員 (9 人)

| | | |
|----|------|---------|
| 会長 | 11 番 | 巴 敏 博 |
| 委員 | 1 番 | 川 瀬 保 子 |
| | 2 番 | 安 部 仁 |
| | 5 番 | 嶋 田 治 仁 |
| | 6 番 | 乃 村 浩 継 |
| | 7 番 | 松 田 耕 治 |
| | 8 番 | 五 島 栄 一 |
| | 9 番 | 上 野 安 男 |
| | 10 番 | 細 川 幹 生 |

4. 欠席委員 (2 名)

| | |
|-----|---------|
| 3 番 | 青 山 秀 樹 |
| 4 番 | 小 林 正 弘 |

5. 議事日程

| | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 報告第 17 号 農地移動適正化あっせんの結果について |
| 第 5 | 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について |
| 第 6 | 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 第 7 | 議案第 33 号 農用地利用集積計画の承認について |
| 第 8 | 議案第 34 号 津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画 の変更について |

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|---------|
| 事務局長 | 石 川 勝 巳 |
| 事務局係長 | 榎 智 広 |
| 行政専門員 | 藤 原 勝 美 |

7. 会議の概要

事務局長： 現地研修会ご苦労様でした。引き続き、ただ今から令和6年第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： みなさんこんにちは。現地研修お疲れさまでした。今日見た畑は、来年再来年とあっせんにかかる予定の畑ですので、皆さんも畑の相場を確認しながら進めていきたいと思っております。10月に入りまして作物の収穫もだいたい終盤に近づいてきて、良い出来秋になればと思っております。また、来月早々に前の農業委員さんが表彰されるということで、祝賀会と言いますか軽いお祝いを考えておりますので、よろしくお願い致します。それでは、会議を始めたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長： ただいまの出席委員は、9名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立しました。これより本日の会議を開きます。

議長： **日程第1「会議録署名委員の指名」**を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に6番 乃村委員、7番 松田委員を指名いたします。

議長： **日程第2「会期の決定」**をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： **日程第3「諸般の報告」**を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 日程第4 報告第17号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第17号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。申し出のあった下記農地あっせんについて、下記のとおり成立となりましたので報告いたします。

あっせん委員 乃村委員・松田委員・上野委員

あっせん日 令和6年10月15日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

農地の所在 栄●●番 外合計16筆 地目 畑

合計面積 47,547㎡

売買価格 ●●円です。反当り●●万円となります。

農地の場所は次のページの航空写真に記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第17号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第17号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第18号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 報告第18号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明します。

所有権移転

番号49

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●
土地の所在 達美●●番●● 公簿地目 畑 現況地目 宅地
合計面積 380㎡ 利用状況 家庭菜園 契約種類 相続
土地の引渡し時期 令和3年7月29日 届出理由 死亡による相続

土地所在の位置図については、次頁にて掲載しております。
説明は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第18号について、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第18号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第6 議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」報告いたします。

番号3
貸主 ●● ●● ●●
借主 ●● ●● ●●
申請地 最上●●番● 公簿・現況 牧場
面積 6,246㎡の内、273.46㎡ 契約種類 使用貸借
農振区分 農業振興区域（除外申請中）
転用目的 住宅建設
申請理由 借主の住宅を建設するにあたり、敷地内に住宅を建設するスペースがないため

該当地は次項に航空写真を添付しております。報告は以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第32号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終結します。
これより議案第32号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第32号については原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第7 議案第33号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第33号「農用地利用集積計画の承認について」を説明します。

所有権移転

番号13

移転をする者 ●● ●● ●●

移転を受ける者 ●● ●● ●●

所有権移転する土地 所在 栄●●番 外合計16筆 地目 畑

合計面積 47,547㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和6年10月31日

対価 ●●円 反当り●●万円

当事者間の法律関係 売買 となっております。

賃貸借

番号14

設定をする者 ●● ●● ●●

設定を受ける者 ●● ●● ●●

利用権を設定する土地 所在 岩富●●番● 地目 畑

合計面積 49,311㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和6年10月31日 終期 令和11年8月26日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

なお、該当する航空写真を次頁にて添付しております。報告は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第33号について質疑を求めます。

細川委員： ●●さんの畑が1枚になっていないのは、どういう感じなのか。●●さんの土地ではないのか。

嶋田委員： 間に川が通っているため、一枚にはならない。

議 長： 他ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。これより議案第33号について採決します。本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして、日程第8 議案第34号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第34号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」説明いたします。

番号4

所在地 最上●●番● 公簿・現況 牧場

面積 6,246㎡の内、273.46㎡ 用途区分 農用地区域

変更内容 変更 変更理由 住宅を建設するため

申請者 ●● ●● ●●

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。

説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。議案第34号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。 これより議案第34号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 15時 05分)